

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境推進課)	20
<b>告 示</b>	
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	30
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	31
○道路の供用の開始…………… (道路課)	31
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件) ……………	31
<b>道教育庁教育局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件) ……………	34
○特定調達契約に係る入札の公告……………	34
<b>道監査委員公表</b>	
○監査公表第6号……………	36

## 規 則

北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年8月13日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第70号

北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

北海道環境影響評価条例施行規則 (平成11年北海道規則第7号) の一部を次のように改正する。

「第1節 第二種事業に係る判定 (第5条・第6条) 第2節 方法書の作成等 (第7条-第11条) 第3節 環境影響評価の実施等 (第12条・第13条)」

「第1節 配慮書 (第4条の2-第4条の15) 第2節 第二種事業に係る判定 (第5条・第6条) 第3章 方法書 (第7条-第11条の2)」

を

### 第4章 環境影響評価の実施等 (第12条・第13条)」

5章」に、「第4章」を「第6章」に、「第5章」を「第7章」に、「第32条」を「第31条の3」に、「第6章」を「第8章」に、「第7章」を「第9章」に、「第8章」を「第10章」に、「第9章」を「第11章」に改める。

第2章の章名中「準備書」を「方法書」に改める。

第2章第1節から第3節までの節名を削る。

第2章中第5条の前に次の1節及び節名を加える。

#### 第1節 配慮書

(条例第3条の2の規則で定める事項)

**第4条の2** 条例第3条の2の規則で定める事項は、第一種事業が実施されるべき区域の位置、第一種事業の規模又は第一種事業に係る建造物等の構造若しくは配置とする。

(計画段階配慮事項についての検討)

**第4条の3** 条例第3条の2の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業が実施されるべき区域の位置、第一種事業の規模又は第一種事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する適切な複数案 (以下この項において「位置等に関する複数案」という。) を設定するものとし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 前項に定めるところによるほか、条例第3条の2の規定による計画段階配慮事項についての検討は、知事が別に定める環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針 (以下「環境影響評価技術指針」という。) の定めるところにより行わなければならない。

(配慮書の作成)

**第4条の4** 条例第3条の3第1項の規定による配慮書の作成については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

(配慮書の記載事項)

**第4条の5** 条例第3条の3第1項第6号の規則で定める事項は、記載内容についての問合せ先とする。

(配慮書の送付部数等)

**第4条の6** 条例第3条の4第1項の規定により知事に対し送付する配慮書及び要約書の部数は、それぞれ65部とする。

2 条例第3条の4第1項の電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準については、環境影響評価技術指針の定めるところによらなければならない。

(配慮書について告示する事項)

**第4条の7** 条例第3条の5の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 第一種事業を実施しようとする者 (委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。) の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び

主たる事務所の所在地)

- (2) 第一種事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 関係地域（条例第3条の4第2項に規定する関係地域をいう。以下この節において同じ。）の範囲
- (5) 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 第一種事業を実施しようとする者のホームページアドレス
- (7) 配慮書について環境保全の見地から道民の意見を書面により提出することができる旨
- (8) 条例第3条の8第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項  
(配慮書の縦覧)

**第4条の8** 条例第3条の5の規定による配慮書及び要約書の縦覧は、次に掲げる場所で行うものとする。

- (1) 本庁並びに総合振興局及び振興局の庁舎
- (2) 関係地域をその区域に含む市町村の協力が得られた場合にあっては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める場所  
(配慮書説明会の開催について告示する事項)

**第4条の9** 条例第3条の6第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第一種事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 配慮書説明会が開催される会場の収容人員その他配慮書説明会の開催に関して必要な事項  
(配慮書の公表等)

**第4条の10** 条例第3条の7の規定による配慮書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 第一種事業を実施しようとする者のホームページに掲載すること。
- (2) 道の協力を得て、道のホームページに前号の規定による掲載に係るホームページアドレスに掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。

2 条例第3条の7の要約書の配布その他必要な措置は、配慮書説明会における要約書の配

布のほか、関係地域の道民に対して、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 要約書の配布（配慮書説明会における要約書の配布を除く。）
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への配慮書の概要の掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、配慮書の記載事項を周知させるための適切な方法  
(配慮書についての道民意見書の提出)

**第4条の11** 条例第3条の8第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称
  - (3) 配慮書についての環境保全の見地からの意見
- 2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。  
(配慮書についての知事の意見の提出期間)

**第4条の12** 条例第3条の10第1項前段の規則で定める期間は、90日とする。ただし、同項前段の意見を述べるため実地に調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めるときは、第一種事業を実施しようとする者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。  
(北海道環境影響評価審議会に提出する書類等)

**第4条の13** 知事は、条例第3条の10第1項後段の北海道環境影響評価審議会の議を経ようとするときは、次の各号に掲げる時期にそれぞれ当該各号に定める書類を北海道環境影響評価審議会に提出するものとする。

- (1) 配慮書の送付を受けたとき 配慮書及び要約書
- (2) 条例第3条の9の書類の送付を受けたとき 当該書類

2 前項（各号を除く。）の規定は、条例第55条において準用する条例第3条の10第1項後段の北海道環境影響評価審議会の議について準用する。この場合において、前項中「次の各号に掲げる時期にそれぞれ当該各号に定める」とあるのは、「法第3条の7第1項の意見を求められた際に送付を受けた」と読み替えるものとする。

(配慮書の案についての道民等の意見)

**第4条の14** 条例第3条の11第1項の規定による配慮書の案の作成については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

2 条例第3条の11第2項の規定により知事に対し送付する配慮書の案の部数は、1部とする。

3 条例第3条の11第3項前段の規定による配慮書の案の公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 事業実施想定区域をその区域に含む市町村（この号及び次項において「関係市町村」という。）の協力を得て関係市町村の公報又は広報紙への掲載
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、配慮書の案を作成した旨及び第6項各号に掲げる事項を公告するための適切な方法

4 条例第3条の11第3項前段の規定による配慮書の案の縦覧は、次に掲げる場所で行わなければならない。

- (1) 第一種事業を実施しようとする者の事務所
- (2) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

5 条例第3条の11第3項前段の規定によるインターネットの利用による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 第一種事業を実施しようとする者のホームページに掲載すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。

6 条例第3条の11第3項前段の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第一種事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 配慮書の案の縦覧の場所、期間及び時間
- (5) 第一種事業を実施しようとする者のホームページアドレス
- (6) 配慮書の案について環境保全の見地から道民の意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第3条の11第4項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

7 条例第3条の11第3項後段の規定により配慮書の案の記載事項を周知するための説明会（以下この項及び次項において「配慮書の案の説明会」という。）を開催するときは、配慮書の案の説明会を開催する日の1週間前までに次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 配慮書の案の説明会の開催の日時及び場所
- (2) 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 第一種事業の名称、種類及び規模

(4) 事業実施想定区域

(5) 配慮書の案の説明会が開催される会場の収容人員その他配慮書の案の説明会の開催に関して必要な事項

8 第3項の規定は、前項の規定による公告について準用する。

9 第4条の11の規定は、条例第3条の11第4項の規定による意見書について準用する。この場合において、第4条の11第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは、「配慮書の案」と読み替えるものとする。

10 条例第3条の11第7項の規則で定める期間は、30日とする。

（第一種事業の廃止等の場合の通知）

**第4条の15** 条例第3条の12第1項の規定による通知は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第一種事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第3条の12第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第3条の12第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに第一種事業を実施しようとする者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

#### 第2節 第二種事業に係る判定

第60条中「第66条第1項」を「第66条第1項本文」に改める。

第9章を第11章とする。

第43条第1項中「又は第2項」を「から第4項まで」に改め、「除く。）が」の次に「計画段階配慮事項についての検討、」を加え、同項の表第4条第1項各号列記以外の部分の項中「（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。）」を削り、「第44条第1項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）」を「都市計画決定権者」に改め、「（昭和43年法律第100号）」を削り、同項の前に次のように加える。

第3条の2	第一種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業	第44条第1項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第一種事業又は第一種事業に係る施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業（以下「都市計画第一種事業」という。）
第3条の3第1項、第3条の4（第2項	第一種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者

を除く。)、第3条の6(第1項を除く。)、第3条の7、第3条の8第1項、第3条の9、第3条の10第1項、第3条の11(第5項を除く。))及び第3条の12第1項		
第3条の3第1項第1号	氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	名称
第3条の3第1項第2号	第一種事業	都市計画第一種事業
第3条の4第2項	第一種事業に	都市計画第一種事業に
	第一種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第3条の12第1項第1号	第一種事業を実施しない	都市計画第一種事業を都市計画に定めない
第3条の13第1項	第二種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)	第44条第2項の都市計画決定権者(以下この条において「第二種事業都市計画決定権者」という。)
	当該第二種事業を実施しようとする者	当該第二種事業都市計画決定権者
第3条の13第2項	第二種事業を実施しようとする者	第二種事業都市計画決定権者
	第一種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	第3条の2から前条までの規定を適用する	北海道環境影響評価条例施行規則(平成11年北海道規則第7号)第43条第1項の規定により読み替えて適用される第3条の2から前条までの規定を適用する。この場合に

		において、同項の規定により読み替えて適用される第3条の2中「第一種事業又は第一種事業に係る施設」とあるのは「第44条第4項の第二種事業又は第二種事業に係る施設」と、「第一種事業( )とあるのは「第二種事業( )と、「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、同項の規定により読み替えて適用される第3条の3第1項第2号、第3条の4第2項及び第3条の12第1項第1号中「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とする
--	--	---

第43条第1項の表第4条第6項の項の次に次のように加える。

第5条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業に係る	第44条第1項の第一種事業若しくは第一種事業に係る施設又は同条第4項の第二種事業若しくは第二種事業に係る施設(第29条第1項及び第31条第1項第1号において「対象事業等」という。)を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業又は第二種事業(以下「都市計画対象事業」という。)に係る
第5条第1項第1号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業者
第5条第1項第2号及び第8号	対象事業	都市計画対象事業
第5条第1項第3号	対象事業が	都市計画対象事業が

第43条第1項の表第5条第1項各号列記以外の部分、第6条、第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条から第23条まで、第25条第1項及び第2項、第27条、第28条、第29条第2項並びに第30条第2項の項中「第5条第1項各号列記以外の部分、第6条、第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条から第23条まで」を「第5条第1項第7号、第6条、第7条の2(第1項を除く。)、第7条の3、第8条第1項、第9条、第10条第1項、第14条、第16条(第1項を除く。)、第17条、第18条第1項、第19条、第20条第2項、第21条第1項、第22条、第23条第1項」に改め、同表中

第5条第1項第1号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業者
第5条第2項	1又は2以上の事業者が相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、当該事業者	相互に関連する2以上の対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画に定めようとするときは、当該都市計画決定権者
第25条第3項	相互に関連する2以上	2以上
	事業者	都市計画決定権者

を

第11条、第12条及び第13条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業

に改め、同表第29条第1項の項及び第31条第1項の項中「対象事業又は対象事業に係る施設」を「対象事業等」に改め、同表第32条第2項の項中「第28条」を「第28条第1項」に改め、同条第2項中「又は第2項の規定により道が」を「から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、」に改め、同項の表第4条第1項各号列記以外の部分の項中「（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）」及び「（昭和43年法律第100号）」を削り、同項の前に次のように加える。

第3条の2	第一種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業	道は、第一種事業又は第一種事業に係る施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業（以下「都市計画第一種事業」という。）
第3条の3第1項各号列記以外の部分、第3条の7、第3条の8第1項及び第3条の11（第2項、第3項及び第5項を除く。）	第一種事業を実施しようとする者	道
第3条の3第1項第1号	第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、	道が都市計画決定権者である旨

	代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
第3条の3第1項第2号	第一種事業	都市計画第一種事業
第3条の3第1項第5号	当該第一種事業を実施しようとする者	道
第3条の4第2項	前項の規定による送付を受けた	道が配慮書を作成した
	を定め、第一種事業を実施しようとする者に通知し	を定め
第3条の4第3項	第一種事業を実施しようとする者は、前項の規定による通知を受けた	道は、知事が関係地域を定めた
第3条の5	前条第1項の規定による送付を受けたときは、配慮書が作成された旨	道が配慮書を作成したときは、その旨
第3条の6第2項	告示するとともに、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書説明会の開催の日時及び場所を通知する	告示する
第3条の9及び第3条の12第1項	第一種事業を実施しようとする者	道
	知事及び関係市町村長	関係市町村長
第3条の10の見出し、第10条の見出し及び第23条の見出し	知事等	関係市町村長
第3条の10第2項及び第10条第2項	前項の場合において、知事	知事は、道が前条の書類を送付したとき
第3条の11第2項	第一種事業を実施しようとする者	道
	知事及び事業実施想定区域	事業実施想定区域
第3条の11第3項	第一種事業を実施しようとする者は、第1項	道は、第1項
	当該第一種事業を実施しようとする者	道

第3条の12第1項第1号	第一種事業を実施しない	都市計画第一種事業を都市計画に定めない
第3条の12第2項	前項の規定による通知を受けた	道が前項の規定により通知した
第3条の13第1項	第二種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。）	道
第3条の13第2項	による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業を実施しようとする者とみなし、第3条の2から前条までの規定を適用する	により道が環境保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行う場合には、北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）第43条第2項の規定により読み替えて適用される第3条の2から前条までの規定を適用する。この場合において、同項の規定により読み替えて適用される第3条の2中「第一種事業又は第一種事業に係る施設」とあるのは「第44条第4項の第二種事業又は第二種事業に係る施設」と、「第一種事業（）」とあるのは「第二種事業（）」と、「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、同項の規定により読み替えて適用される第3条の3第1項第2号、第3条の4第2項及び第3条の12第1項第1号中「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とする

第43条第2項の表第4条第7項の項の次に次のように加える。

第5条第1項各号列記以外の部分	事業者	道
	その配慮書の内容を踏まえるとともに、第3条の10第1項の知事の意見を勘案し、並びに 同条第4項の書面に記載された	規則で定めるところにより配慮書について北海道環境影響評価審議会の議を経た上で、 第3条の10第2項に規定する
第5条第1項第1号	事業者	道が都市計画決定権者である旨並びに事業者
第5条第1項第6号	第3条の10第1項の知事の意見及び同条第4項の書面	北海道環境影響評価審議会の意見及び第3条の10第2項に規定する

に記載された

第43条第2項の表第5条第1項各号列記以外の部分、第8条第1項、第12条、第17条、第18条第1項及び第21条第1項の項中「第5条第1項各号列記以外の部分」を「第5条第1項第7号、第7条の3」に、「及び第21条第1項」を「、第20条第2項、第21条第1項及び第28条第2項」に改め、同表第6条第2項の項中「方法書の」を「前項の規定による」に改め、同表第7条の項中「方法書の」を「前条第1項の規定による」に改め、同項の次に次のように加える。

第7条の2第2項	告示するとともに、事業者に対し、方法書説明会の開催の日時及び場所を通知する	告示する
----------	---------------------------------------	------

第43条第2項の表第10条の見出し及び第23条の見出しの項及び第10条第2項の項を削り、同表第11条の項を次のように改める。

第11条	事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに	道は、規則で定めるところにより方法書について北海道環境影響評価審議会の議を経た上で
	同条第4項の書面に記載された	前条第2項に規定する

第43条第2項の表第13条第1項の項中「第10条第2項の」を「第10条第2項に規定する」に改め、同表第14条第2項の項中「準備書及び要約書の」を「前項の規定による」に改め、同表第15条の項中「準備書及び要約書の」を「前条第1項の規定による」に改め、同表第16条第2項の項中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同表第19条の項中

知事及び関係市町村長	関係市町村長	」を  に改め、
知事及び関係市町村長	関係市町村長	
、道民意見	及び道民意見	
及び見解書を記録した電磁的記録媒体を送付し	を送付し	

同表第20条の項中「第20条」を「第20条第1項」に改め、同表第23条第3項の項中「第23条第3項」を「第23条第2項」に、「第1項の規定」を「前項の規定」に改め、同表第25条第

1 項の項及び第25条第2項の項中「第23条第3項」を「第23条第2項」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、同表第25条第3項の項を削り、同表第26条の項中

「

次条第1項及び第28条	第28条
-------------	------

」を削り、

同表第28条の項中「第28条」を「第28条第1項」に改め、「評価書を要約した書類」の次に「。次項において同じ。」を加え、同表第32条第2項の項中「第28条」を「第28条第1項」に改め、同条第3項中「第6条第1項」を「第3条の4第1項、第3条の6第3項及び第4項、第3条の10第1項及び第3項から第5項まで、第3条の13第1項後段、第6条第1項、第7条の2第3項及び第4項」に、「、第2項及び第4項」を「及び第3項」に、「第28条ただし書」を「第28条第1項ただし書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(都市計画に定められる第二種事業に係る手続の特例)

**第43条の2** 前条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される条例第4条第3項の規定により条例の規定による手続が行われる必要がある旨の通知がなされた第二種事業(前条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される条例第4条第4項及び第30条第3項において準用する条例第4条第3項の規定により条例の規定による手続が行われる必要がない旨の通知がなされたものを除く。)について第二種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下この条において同じ。)が作成した配慮書があるときは、当該第二種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。

2 前項の場合において、配慮書を送付する前に第二種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第二種事業を実施しようとする者に対して行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第44条中「第44条第2項」を「第44条第4項」に、「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第45条中「又は第2項」を「から第4項まで」に、「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価」に、「第5条から」を「第4条の2から」に、「(第25条第2項)を「(第4条の13第2項、第11条の2第2項、第25条第2項)に、「第11条、第24条、第25条第2項、第26条第2項、第29条、第32条、第33条及び同号)を「第4条の6、第4条の10第1項第2号、第4条の12、第4条の13第2項、第4条の15第4号、第7条の3、第9条の3第1項第2号、第11条、第11条の2第2項、第15条の2、第19条第1項第2号、第20条の2、第22条の2第1項第2号、第24条、第25条第2項、第26条第2項、第29条から第29条の3まで、第31条の2第2号、第32条、第33条及び第34条第4号)に、「第5条中」を「第4条の7第1号中「第一種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代

表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同条第6号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第4条の9第1号中「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、第4条の10第1項第1号及び第4条の12第2項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第4条の13第1項中「条例第3条の10第1項後段」とあるのは「条例第3条の10第1項後段(条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあっては、条例第5条第1項)」と、同項第1号及び第2号中「受けたとき」とあるのは「受けたとき(条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあっては、当該書類を作成したとき)」と、第4条の14第4項第1号及び第5項第1号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第6項第1号中「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第5号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第7項第2号及び第4条の15第1号中「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、第5条中に、「第8条第1号」を「第7条の2第2号中「事項」とあるのは「事項(条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあっては、条例第63条の規定に準じて報告し、又は提出した資料に記載した事項)」と、第8条第1号」に、「第11条第2項」を「同条第6号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第9条の2第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の名称並びに事業者」と、第9条の3第1項第1号及び第11条第2項」に、「第15条第2号」を「第11条の2第1項中「条例第10条第1項後段」とあるのは「条例第10条第1項後段(条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあっては、条例第11条)」と、同項第1号及び第2号中「受けたとき」とあるのは「受けたとき(条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあっては、当該書類を作成したとき)」と、第15条第2号」に、「第18条第1号及び第21条第1号」を「中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の名称並びに事業者」と、同条第6号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第18条第1号」に、「第25条第1項中「条例第23条第2項」とあるのは「条例第23条第2項」を「第19条第1項第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第21条第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の名称並びに事業者」と、同条第6号及び第22条の2第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第25条

第1項中「条例第23条第1項後段」とあるのは「条例第23条第1項後段」に、「第30条第1号及び」を「第30条第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の名称並びに事業者」と、同条第6号及び第31条の2第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、」に改める。

第50条中「第9条及び」を「第9条、第9条の2（第1号、第3号及び第4号を除く。）、第9条の3（第1項第2号を除く。）及び」に、「及び第6号」を「中「方法書」とあるのは「特定地域方法書」と、同条第6号中「事業者」とあるのは「特定地域方法書を掲載した道」と、同条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号」に、「第7条の規定により方法書」及び「第7条の規定により特定地域方法書」を「第7条」に、「第10条第1項」を「方法書」とあるのは「特定地域方法書」と、「条例第6条第2項に規定する地域」とあるのは「特定地域」と、第9条の2中「条例第7条の2第2項」とあるのは「条例第48条第3項において準用する条例第7条の2第2項」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象特定地域の名称及び範囲」と、同条第5号中「方法書説明会」とあるのは「特定地域方法書の記載事項を周知させるための説明会」と、第9条の3第1項中「条例第7条の3」とあるのは「条例第48条第3項において準用する条例第7条の3」と、同項第1号中「事業者」とあるのは「道」と、同条第2項中「条例第7条の3」とあるのは「条例第48条第3項において準用する条例第7条の3」と、「方法書説明会」とあるのは「特定地域方法書の記載事項を周知させるための説明会」と、「条例第6条の2に規定する地域」とあるのは「特定地域及びその周辺の地域」と、同項第2号及び第3号中「方法書」とあるのは「特定地域方法書」と、第10条」に改め、「同項第2号及び第3号中」を削る。

第54条中「及び第8号」を「及び第9号」に、「第19条、」を「第19条（第1項第2号を除く。）、」に、「及び第6号」を「中「準備書」とあるのは「特定地域準備書」と、同条第6号中「事業者」とあるのは「特定地域準備書を掲載した道」と、同条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号」に、「第18条中」を「「条例第14条第2項に規定する関係地域」とあるのは「特定地域」と、第18条中」に、「第19条中」を「同条第5号中「準備書説明会」とあるのは「特定地域準備書の記載事項を周知させるための説明会」と、第19条第1項中「条例第17条」とあるのは「条例第51条第3項において準用する条例第17条」と、同項第1号中「事業者」とあるのは「道」と、同条第2項中」に改め、「準用する条例第17条」と」の次に「準備書説明会」とあるのは「特定地域準備書の記載事項を周知させるための説明会」と」を加え、「の地域」と、」を「の地域」と、同項第2号及び第3号中」に、「第24条第2項」と、同条第2号」を「第24条第2項」と、同項第2号」に、「第27条中」を「第27条第1項中」に改める。

第57条中「第28条」を「第28条第1項」に、「第31条中」を「同条第6号中「事業者」とあるのは「特定地域評価書を掲載した道」と、第31条中」に改める。

第8章を第10章とする。

第38条の2の見出し中「送付部数」を「送付部数等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第37条第1項及び第43条第1項の電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準については、環境影響評価技術指針の定めるところによらなければならない。

第39条第1項中「第38条」を「第38条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1項を加える。

(6) 事業者のホームページアドレス

第39条第2項中「第38条」を「第38条第1項」に、「第6号」を「第7号」に、「同項第7号」を「同項第8号」に改める。

第40条中「第9条」を「第4条の8」に、「第38条」を「第38条第1項」に、「方法書」を「配慮書及び要約書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(着手後の事後調査等報告書等の公表)

**第40条の2** 条例第38条第2項の規定による着手後の事後調査等報告書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

(1) 事業者のホームページに掲載すること。

(2) 道の協力を得て、道のホームページに前号の規定による掲載に係るホームページアドレスを掲載すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。

2 前項の規定は、条例第43条第3項において準用する条例第38条第2項の規定による完了後の事後調査等報告書の公表について準用する。

第41条中「第10条の」を「第4条の11の」に、「第10条第1項第2号」を「第4条の11第1項第2号」に、「方法書」を「配慮書」に改める。

第7章を第9章とし、第6章を第8章とする。

第28条の2の見出し中「等の送付部数」を「の送付部数等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第26条の電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準については、環境影響評価技術指針の定めるところによらなければならない。

第30条中「第28条」を「第28条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

(6) 事業者のホームページアドレス

第31条中「第9条」を「第4条の8」に、「第28条」を「第28条第1項」に、「方法書」を「配慮書」に改める。

第5章の章名を削る。

第31条の2を第31条の3とし、第31条の次に次の1条及び章名を加える。

(評価書の公表)

**第31条の2** 条例第28条第2項の規定による評価書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な

方法により行わなければならない。

- (1) 事業者のホームページに掲載すること。
- (2) 道の協力を得て、道のホームページに前号の規定による掲載に係るホームページアドレスに掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。

### 第7章 対象事業の内容の修正等

第4章を第6章とする。

第15条第2号中「対して」を「応じて」に改め、同条第3号中「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。

第15条の2の見出し中「等の送付部数」を「の送付部数等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第14条第1項の電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準については、環境影響評価技術指針の定めるところによらなければならない。

第16条第4号中「関係地域」の次に「(条例第14条第2項に規定する関係地域をいう。以下同じ。)」を加え、同条第8号中「第20条」を「第20条第1項」に改め、同条第9号とし、同条第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1項を加える。

#### (6) 事業者のホームページアドレス

第17条中「第9条」を「第4条の8」に、「方法書」を「配慮書」に、「準備書」を「準備書」と、同項第2号中「関係地域」とあるのは「条例第14条第2項に規定する関係地域」に改める。

第18条の見出し及び同条第5号中「説明会」を「準備書説明会」に改める。

第19条の見出しを「(準備書の公表等)」に改め、同条中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第17条の規定による準備書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 事業者のホームページに掲載すること。
- (2) 道の協力を得て、道のホームページに前号の規定による掲載に係るホームページアドレスに掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。

第20条中「第10条の」を「第4条の11の」に、「第10条第1項第2号」を「第4条の11第1項第2号」に、「方法書」を「配慮書」に改め、同条の次に次の1項を加える。

(見解書に係る電磁的記録媒体への記録の方法)

第20条の2 条例第19条の電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準については、

環境影響評価技術指針の定めるところによらなければならない。

第21条中「第20条」を「第20条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1項を加える。

#### (6) 事業者のホームページアドレス

第22条中「第9条」を「第4条の8」に、「第20条」を「第20条第1項」に、「方法書」を「配慮書及び要約書」に、「見解書」を「見解書」と、同条第2号中「関係地域」とあるのは「条例第14条第2項に規定する関係地域」に改め、同条の次に次の1項を加える。

(見解書の公表)

第22条の2 条例第20条第2項の規定による見解書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 事業者のホームページに掲載すること。
- (2) 道の協力を得て、道のホームページに前号の規定による掲載に係るホームページアドレスに掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。

第23条中「第10条の」を「第4条の11の」に、「第10条第1項第2号」を「第4条の11第1項第2号」に、「方法書」を「配慮書」に改める。

第24条第1項中「第23条第1項」を「第23条第1項前段」に、同項ただし書中「同項」を「同項前段」に改める。

第25条中「第23条第2項」を「第23条第1項後段」に改める。

第3章を第5章とする。

第6条の次に次の章名を付する。

### 第3章 方法書

第7条中「知事が別に定める環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針(以下「環境影響評価技術指針」という。)」を「環境影響評価技術指針」に改める。

第7条の2の見出し中「送付部数」を「送付部数等」に改め、同条中「方法書」を「方法書及び要約書」に、「50部」を「それぞれ65部」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第1項の電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準については、環境影響評価技術指針の定めるところによらなければならない。

第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1項を加える。

(方法書の記載事項)

第7条の2 条例第5条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象事業について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続の経過の概要

(2) 条例第63条の規定による知事の求めに応じて報告し、又は提出した資料に記載した事項

(3) 記載内容についての問合せ先

第8条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 事業者のホームページアドレス

第9条を次のように改める。

(方法書の縦覧)

**第9条** 第4条の8の規定は、条例第7条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第4条の8中「配慮書」とあるのは「方法書」と、同条第2号中「関係地域」とあるのは「条例第6条第2項に規定する地域」と読み替えるものとする。

第9条の次に次の2条を加える。

(方法書説明会の開催について告示する事項)

**第9条の2** 条例第7条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業実施区域

(4) 条例第6条第2項に規定する地域の範囲

(5) 方法書説明会が開催される会場の収容人員その他方法書説明会の開催に関して必要な事項

(方法書の公表等)

**第9条の3** 条例第7条の3の規定による方法書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

(1) 事業者のホームページに掲載すること。

(2) 道の協力を得て、道のホームページに前号の規定による掲載に係るホームページアドレスに掲載すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。

2 条例第7条の3の要約書の配布その他必要な措置は、方法書説明会における要約書の配布のほか、条例第6条第2項に規定する地域の道民に対して、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

(1) 要約書の配布（方法書説明会における要約書の配布を除く。）

(2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への方法書の概要の掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、方法書の記載事項を周知させるための適切な方法  
第10条を次のように改める。

(方法書についての道民意見書の提出)

**第10条** 第4条の11の規定は、条例第8条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第4条の11第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは、「方法書」と読み替えるものとする。

第11条第1項中「第10条第1項」を「第10条第1項前段」に改め、同項ただし書中「同項」を「同項前段」に改め、同条の次に次の1条及び章名を加える。

(北海道環境影響評価審議会に提出する書類等)

**第11条の2** 知事は、条例第10条第1項後段の北海道環境影響評価審議会の議を経ようとするときは、次の各号に掲げる時期にそれぞれ当該各号に定める書類を北海道環境影響評価審議会に提出するものとする。

(1) 方法書の送付を受けたとき 方法書及び要約書

(2) 条例第9条の書類の送付を受けたとき 当該書類

2 前項の規定は、条例第55条において準用する条例第10条第1項後段の北海道環境影響評価審議会の議について準用する。この場合において、前項第2号中「条例第9条」とあるのは、「法第9条」と読み替えるものとする。

#### 第4章 環境影響評価の実施等

別表第1の5の項中

カ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの
---------------------------------	-----------------------------	---

を

カ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの
キ 風力発電所の設置の工事の事業	出力が1万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電所を設けるもの
ク 風力発電所の変更の工事の事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの

に改める。

別表第2中16の項を17の項とし、13の項から15の項までを14の項から16の項までとし、12

の項の次に次のように加える。

13 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第3中17の項を18の項とし、13の項から16の項までを14の項から17の項までとし、12の項の次に次のように加える。

13 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北海道環境影響評価条例施行規則別表第1の5の項のキ又はクに該当する事業であって次に掲げるものについては、北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号。次項において「条例」という。）第2章から第10章までの規定は、適用しない。

(1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施された事業又は施行日に実施中の事業

(2) 施行日前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出がなされた事業

(3) 前号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。）

(4) 前2号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに着手された事業

3 前項に規定する事業にあつては、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは次に掲げる変更のみをして実施されるものに限り、同項の規定を適用する。

(1) 別表第3の第2欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第3欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の事業について条例第6条第3項の規定を適用した場合における同項に規定する関係市町村長（以下「関係市町村長」という。）に当該変更前の事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び条例第2条第1項に規定する環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）

(2) 別表第3の第2欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の事業について条例第6条第3項の規定を適用した場合における関係市町村長に当該変更前の事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

4 前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業について、北海道環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成25年北海道条例第17号）による改正後の北海道環境影響評価条例第2章から第10章までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。

## 告

## 示

### 北海道告示第539号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年8月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

様似町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第540号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年8月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保 中川郡幕別町(次の図に示す部分に限る。) 安林の所在場所

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第541号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年8月13日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 北見白糠線 常呂郡訓子府町字開盛291番1地先から 平成25. 8.19  
同郡訓子府町字開盛307番11地先まで

#### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道胆振総合振興局告示第48号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年8月13日

北海道胆振総合振興局長 田邊 隆久

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成25年10月11日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年8月13日(火)から同年9月3日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局第3会議室(送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課 需品係)
- (2) 入札日時 平成25年9月12日(木)午前10時(送付による場合は、同月11日(水)までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 20台
- イ 予定時期 平成26年1月頃
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告  
平成25年7月19日付け北海道胆振総合振興局告示第38号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、北海道胆振総合振興局のホームページ(<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatukoukouku.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階  
電話番号 0143-24-9565

## 12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :  
Personal Computer 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., September 12, 2013  
(If mailed, bids must arrive no later than September 11, 2013)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan  
Phone : 0143-24-9565

## 北海道上川総合振興局告示第85号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年8月13日

北海道上川総合振興局長 山本 広海

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
除雪ドーザ(13t汎用) 1台  
(交換契約により除雪ドーザ1台(13t汎用)を契約の相手方に供し、除雪ドーザ1台を契約の相手方から調達する。)
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月25日
- (4) 納入場所 入札説明書による。

## 2 入札参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- いこと。
- (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 当該調達物品に係る製造者又は代理商であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成25年8月13日（火）から同月29日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号  
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階会議入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 平成25年9月10日（火）午前11時（送付による場合は、同月9日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項  
この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告  
平成25年5月7日付け北海道上川総合振興局告示第58号
- 8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：asahikawakenkan.kensetsugouseika@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号  
電話番号 0166-46-4908
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be purchased :  
Snow Removing Tire Dozer (13 tons class) Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., September 10, 2013  
(If mailed, bids must arrive no later than September 9, 2013)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome, Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan  
Phone : 0166-46-4908

道教育庁教育局告示

### 北海道教育庁渡島教育局告示第45号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年8月13日

北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
パーソナルコンピュータの賃貸借 182台 一式  
（普通科・職業科用168台、知的障害特別支援学校用14台）
- 2 落札を決定した日  
平成25年7月24日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 みちのくリース株式会社  
(2) 住 所 青森県青森市橋本1丁目4番10号
- 4 落札金額  
836,850円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成25年6月14日付け北海道教育庁渡島教育局告示第37号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室  
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

### 北海道教育庁上川教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年8月13日

北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 457台 一式
- 2 落札を決定した日  
平成25年7月12日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 東京センチュリーリース株式会社  
(2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 4 落札金額  
1,577,100円

- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告

平成25年5月31日付け北海道教育庁上川教育局告示第36号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

### 北海道教育庁オホーツク教育局告示第26号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年8月13日

北海道教育庁オホーツク教育局長 千 葉 俊 文

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
語学演習装置（CALLシステム）の賃貸借 一式
- 2 落札を決定した日  
平成25年8月2日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 富士通リース株式会社  
(2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 4 落札金額  
355,950円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成25年7月5日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第25号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室  
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

### 北海道教育庁釧路教育局告示第26号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年8月13日

北海道教育庁釧路教育局長 宇 田 賢 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油その1（釧路養護学校）	81,491リットル
イ A重油その2（釧路工業高校）	138,666リットル
ウ A重油その3（釧路湖陵高校及び釧路東高校）	97,999リットル
エ A重油その4（釧路明輝高校及び釧路聾学校）	73,466リットル
オ A重油その5（釧路江南高校及び釧路商業高校）	123,999リットル
カ A重油その6（白糠養護学校）	100,000リットル
キ A重油その7（白糠高校）	49,333リットル
ク A重油その8（阿寒高校）	27,833リットル
ケ A重油その9（厚岸翔洋高校）	39,666リットル
コ A重油その10（標茶高校）	53,000リットル
サ A重油その11（弟子屈高校）	28,000リットル

アからサまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S規格1種1号又は2号

(3) 契約期間 平成25年10月1日から平成26年4月30日（(1)のア及びカについては、同年3月31日）まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年8月13日（火）から同年9月12日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号  
北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路総合振興局別館釧路教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のアからオまで 平成25年9月24日（火）午前10時

イ 1の(1)のカからサまで 平成25年9月24日（火）午後2時  
（送付による場合は、同月20日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 A重油 約80,000リットル

(2) 予定時期 平成26年2月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<http://www.dokyoai.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号  
電話番号 0154-43-9274

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A 81,491 liters
- b Fuel oil A 138,666 liters
- c Fuel oil A 97,999 liters
- d Fuel oil A 73,466 liters
- e Fuel oil A 123,999 liters
- f Fuel oil A 100,000 liters
- g Fuel oil A 49,333 liters
- h Fuel oil A 27,833 liters
- i Fuel oil A 39,666 liters
- j Fuel oil A 53,000 liters
- k Fuel oil A 28,000 liters

B Bid tendering date and time :

- a, b, c, d, e 10:00 A.M., September 24, 2013
  - f, g, h, i, j, k 2:00 P.M., September 24, 2013
- (If mailed, bids must arrive no later than September 20, 2013)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1 Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan  
Phone : 0154-43-9274

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成23年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成25年8月13日

北海道監査委員 丸 岩 公 充  
 北海道監査委員 佐々木 恵美子  
 北海道監査委員 太 田 博  
 北海道監査委員 館 谷 長 藏

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第6号